

安定した雇用と働くルールの確立で、貧困をなくし格差の是正を

労働法制の拡充を求める請願署名

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

2007年 月 日

●請願趣旨●

景気回復が言われるも、働くものの雇用不安は解消されず、賃金・労働条件は年々低下しています。労働条件は「人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」（労働基準法第1条）と定められているにもかかわらず、そうではない働き方が増えています。パート・臨時、請負、派遣など有期労働契約で働く「非正規」労働者の多くは、差別的処遇を受け、働いても貧困から抜けだせない「ワーキング・プア」に陥っています。他方で正規労働者は、リストラ人減らしで仕事が増え、長時間労働で健康を損なう人が続出。過労死・過労自殺も頻発しています。名だたる大企業が、目先の利益を追求するあまり、雇用責任を軽視し、偽装請負や不払い残業等の違法行為までして好業績をあげる一方、労働者の状態悪化で「現場力の崩壊」が問題視される事態が広がっています。

今、日本の経済活力を根底から脅かしているのは、不安定雇用と低賃金・劣悪労働条件の広がりであり、それが「貧困・格差」と「少子化」問題の源です。将来を展望できない劣悪な条件で働く労働者に、「再チャレンジ」などと自己責任をおしつけるのではなく、あまりにも不備な今の労働法制を改善し、法令を遵守させ、安定雇用を創出する施策を実行することが必要です。以上の趣旨より、下記事項を請願いたします。

●請願事項●

<長時間労働の抑制、解雇法令の整備、派遣労働の適切な規制による雇用者責任の強化>

1. 労基法を改正し、時間外労働の上限規制や割増賃金引き上げを行い、長時間労働と不払い残業をなくすこと。労働時間規制の適用除外を広げないこと。管理監督者の範囲をいっそう明確にし、企業に厳守させること。
2. 整理解雇にあたっては、①人員整理の必要性、②解雇回避努力義務の履行、③人選の合理性、④手続きの妥当性の4要件を充足しなければ解雇無効とされるよう、法整備を行なうこと。
3. 裁判で解雇無効とされた場合等、雇用関係にある労働者の就労請求権を確立するよう、法整備を行なうこと。
4. 労働者派遣法を改正し、登録型派遣は原則禁止とすること。勤続1年超で派遣先企業に直接雇用責任が生じるものとする。違法派遣や偽装出向を厳格に取り締まるための体制を強化すること。

<最低賃金法の抜本改正、均等待遇の実現、有期雇用の制限>

5. 最低賃金法を改正し、金額を大幅に引上げ、誰もが健康で文化的に暮らし働ける水準を全国一律で定めること。
6. 労基法とパート労働法を改正し、雇用形態別差別を禁止し、賃金・労働条件等の「均等待遇」を明記すること。
7. 労基法を改正し、有期雇用は短期間の業務に限定し、恒常的業務への就労は期限の定めのない雇用とすること。

氏 名	住 所